

## 羽島市観光協会備品貸出要領

### 1 目的

この要領は、羽島市観光協会（以下「協会」）が所有する備品の貸し出しを行うことについて、必要な事項を定めることを目的とします。

### 2 貸し出しの対象

備品の貸し出しは、市内の協会会員である団体もしくは機関が、本市の観光振興を目的とした事業を行う場合とします。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

### 3 貸出備品

貸出備品の種類及び数量は、会長が別に定めることとします。

### 4 使用料

使用料は無料とします。

### 5 貸出日数

貸出日から起算し、最大7日間とします。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではありません。

### 6 使用の申請及び許可

- (1) 備品の使用を希望する場合は、事前に羽島市観光協会備品使用申請書（様式第1号）を会長あてに提出していただきます。
- (2) 会長は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは羽島市観光協会備品使用許可書（様式第2号）を交付します。
- (3) 会長は、管理の上で必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができます。
- (4) 備品の使用許可は、原則として申請の順とします。

### 7 使用許可の取り消し等

会長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限、もしくは使用を停止させることができるとします。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前項に掲げるもののほか、備品の管理上、支障があると認められるとき。

### 8 使用权の譲渡禁止

使用者は、使用の権利を譲渡し、又は備品を転貸することはできません。

### 9 使用者の義務

使用者は、借り受けた備品の使用管理の責めを負うものとし、これに要する費用一切を負担していただきます。

### 10 損害賠償等

- (1) 使用者は、前号の滅失又はき損がその責めに帰すべき理由による場合は、その負担においてこれを修理し、又は損害を賠償していただきます。
- (2) 借り受けた備品により生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理していただきます。

### 附則

この要領は、平成24年12月1日から施行することとします。

## 羽島市観光協会備品一覧表

	貸出備品名称	貸出可能数量	寸法	貸出場所	備考
1	テント(大)	3張	3.6×5.4m	市役所北庁舎	天幕に「羽島市観光協会」の文字入り。横幕なし。
2	テント(小)	2張	2.7×3.6m	市役所北庁舎	天幕に「羽島市観光協会」の文字入り。横幕なし。
3	カラーコーン	550本	W38 × D38 × H72 cm	市役所北庁舎	コーンベッド(おもり)付き
4	カラーコーンパー	45本	190 cm	市役所北庁舎	
5	バリケード(大)	13基	W200 × D60 × H91 cm	市役所北庁舎	
6	バリケード(中)	12基	W150 × D50 × H89 cm	市役所北庁舎	
7	A型バリケード	36基	W120 × D44 × H82 cm	市役所北庁舎	